

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

広島市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

私は、\_\_\_\_\_が破綻金融機関等になったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

破綻金融機関等に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの借入額

円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

広産産第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名

広島市長

印

中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定要件及び必要書類について

**【認定要件】**

破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

**【提出書類】**

1 必要書類

認定申請書 2部

※ 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を、記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの※）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可。

(2) 破綻金融機関等に対する借入を証明する書類（証書など）の写し

<法人>

(1) 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3か月以内）・・・1通

(2) 破綻金融機関等に対する借入を証明する書類（証書など）の写し

**【留意事項】**

- 1 この認定とは別に、金融機関、広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意）が必要です。

**【申請・問い合わせ先】**

(公財)広島市産業振興センター 中小企業支援センター

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシス・ビル

TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570

**【問い合わせ先】**

広島市役所 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259